

抽出口に補強機構を備えた袋事件

[判決のポイント]

発明の進歩性判断において、引用発明の構成要件と取消しに係る発明の構成要件を比較して、それぞれの構成要件の主要部が異なることを理由に技術的意義が異なると認定した。

[事件の表示、出典]

H15.12.24 東京地裁 平成15(行ケ)第24号、最高裁HP

[参照条文] 特29②

[キーワード] 進歩性判断における構成要件の比較

1. 事実関係

(1) 事件の経緯

平成 6年 5月23日 特許出願 特願平6-133791号
平成13年 2月 2日 設定登録 特許第3154894号
異議申立 異議2001-72775号
平成14年 9月17日 訂正請求
平成14年12月 3日 特許取消決定

本件は、平成14年12月3日になされた特許取消決定の取消しを求める訴訟である。

(2) 取消しに係る本件特許の内容

ここでは、取消しに係る請求項のうち独立項である請求項2を挙げる。

【請求項2】

- A. フィルムの周辺をシールすることによって形成した袋であって、
- B. 袋の上部隅角部に、注出口が袋の外郭に沿って斜め上方に先細になるように突出して設けられ、
- C. 前記抽出口に補強機構が少なくとも1個備えられ、
- D. 前記補強機構は、フィルムの変形加工により形成された、一方のフィルム面において袋の外向きに隆起する少なくとも2本の線状変形からなっていることを特徴とする袋。

(3) 特許取消決定の理由の要点

i) 欧州特許出願公開第364373号明細書(刊行物1)に以下の発明(引用発明)が記載されている。

- A. 軟らかい溶着可能な合成材料のシートの辺縁部を溶着して接合し(4, 5, 6)、1つの底部(3)と2つの側壁(12)を形成させることにより作られた袋であって、
- B. 袋の上部の角付近に、注ぎ口(22)が、切れ込み(19)を有する内側に湾曲した溶着部分(20)と三角形の拡大溶着部分(21)とによって突起部として形成され、
- C. 前記注ぎ口(22)に、取り出し管路(16)を形成する合わせ型押し部(11, 12)が備えられ、
- D. 前記合わせ型押し部は、前記2つの側壁の間に断面が円形の金属製の棒(28)を挿入し、前記2つの側壁の外側に受け型(29, 30)を当てることによって冷時に形成された、前記2つの側壁の外向きに隆起する断面略円形の管状変形からなっている袋

ii) 以下の2点を除き、本件発明と引用発明の構成は一致する。

・相違点1)

一方のフィルム面において袋の外向きに隆起する変形が、本件発明では袋の外向きに隆起する少なくとも2本の線状変形であるのに対し、引用発明では袋の外向きに隆起する断面略半円形の溝状変形である。

・相違点2)

補助機構について、本件発明では補強機構と規定するのに対し、引用発明では補強には言及していない。

iii) 相違点についての検討

・相違点1)

刊行物1に、「本発明の範囲から逸脱することなく、形状、長さ、傾き角または合わせ押し型によって形成される管路断面を変更すること、または形態またはその他の細部が、本発明の詳細に説明および図面による説明で与えられた実施例と異なる容器に、本発明の原理を適用すること、または上で述べた方法とは別の方法で合わせ型押し部を得ることができる」と記載されている。

また、国際公開第92/213581(刊行物3)には「フィルムの周辺をシールすることによって形成した袋の内面に溝状変形を付与するための押し型として、その先端の線状突起の幅方向の断面形状が、円弧状、方形状、型突起基部に向けて幅が広がっている台形状又はこれらの組合せ形状のものを使用し得ること」(以下、技術的事項Cという)が記載されている。

したがって、引用発明の断面略半円形の溝状形状に代えて、断面方形状ま

た変形基部に向けて幅が広がっている台形状の溝状変形をも包含する「袋の外向きに隆起する少なくとも2本の線状変形」とすることは当業者が容易に想到し得ることである。

・相違点2)

一般にフィルムの表面に一定形状の溝状の隆起変形部を設けると、その溝と直角の方向に折れ曲がりにくくなることは当業者に容易に推測される。引用発明における補助機構である「取り出し管路を形成する合わせ型押し部」についても、その注出口における補強の作用効果に着目して「補強機構」と規定することは当業者に容易に想到し得る。

2. 争点

(1) 原告の主張

i) 一致点、相違点の認定の誤り

本件発明における補強機構は、注出口の主要部を構成するものではなく、それにより流路が形成されるというものでもない。これに対し、引用発明における合わせ型押し部は、注出口の流路そのものであり、実質上、注出口を構成するものである。

引用発明の合わせ型押し部は、注出口の主要部に核となる流路を構成しておくという発想であるのに対し、本件発明は注出口を構成する領域のフィルムに剛性を付加するという発想である。引用発明にいう合わせ型押し部は流路そのものであり、補助機構とは言えず、一致点ではない。

また、合わせ型押し部が補助機構を構成するという前提に基づく相違点の認定も誤っている。

ii) 進歩性判断の誤り

・相違点1) について

引用発明には、剛性の高い取り出し管路（合わせ型押し部）が設けられていることから見て、注出口の折れ曲がり防止という技術的課題がない。また、技術的事項Cは、袋の胴部の内面に線状リブを施して自立安定性、保形性にすぐれた自立性袋を技術的課題とするものであり、注出口の折れ曲がり防止を技術的課題とするものではない。さらに、引用発明と技術的事項Cとは、フィルムに変形を与える手法も異なる。

したがって、引用発明と技術的事項Cの組合せにより、推考容易であるとの判断は誤りである。

・相違点2) について

フィルム表面に溝状の隆起変形部を設けると、その溝と直角の方向に折れ曲がりにくくなることが一般論として成り立つとしても、引用発明の合わせ型押し部は、注出口を折れ曲がらないよう機能させることを意図していない

から、これを「少なくとも2本の線状変形からなる補強機構」と規定することは容易に想到できるものではない。

3. 裁判所の判断

- (1) 一致点、相違点の認定に誤りはない。
- (2) 特許取消決定は、以下に述べるように、本件発明と引用発明との相違点を看過したものである。

本件発明における補強機構は、本件発明における管路のような注出口の主要部というべき部分を構成せず、注出口の一部において補強を中心とする機能を果たすにすぎない構成部分とみるべきである。これに対し、引用発明における合わせ型押し部は、取り出し管路とすべく形成されたものであり、実質的には取り出し口の主要部を形成するものというべきである。このように、本件発明と引用発明とは、技術的意義を異にするから、引用発明の合わせ型押し部の断面形状を変更して、本件発明に想到する動機付けはない。

- (3) また、(2)により取消しは免れないが、引用発明に対して技術的事項Cを適用することについて、以下のように阻害要因があると説示する。

被告の主張は、溝状変形を設ける技術的意義、溝状変形が現われる袋部分の構造を無視し、溝状を呈するという変形状の部分的共通性のみをとらえて、引用発明と刊行物3の技術的事項Cとの組合せの容易想到性をいうものであり、失当である。

4. コメント

本判決において、合わせ型押し部が補強機能を有することは一般常識に照らせば明らかであるとしながらも、合わせ型押し部は取り出し管路とすべく形成されたものであるから、本件発明の線状変形とは技術的意義が異なると認定している。

つまり、引用発明は取り出し管路であると共に補強機構であるのに対し、本件発明の線状変形は補強機構である。補強機構という点では一致するが、引用発明の取り出し管路たることを目的として設けられているのに対し、本件発明は抽出口の主要部を構成しないから技術的意義が異なるとの認定である。

しかし、本来の目的が取り出し管路であるとしても取り出し管路が補強機能を有することが明らかならば、当業者が引用発明に基づいて、線状変形を形成した本件発明を想到するのは容易である。まして、溝状の隆起変形部により折れ曲がりにくくなることは当業者に容易に推測される事項であるからなおさらである。個人的には、引用発明に開示された構成の本来の目的が異なることで進歩性の論理付けを否定した本判決には疑問を覚える。

(弁理士 鈴木 守)